

公共施設の現状と課題等

～公共施設等の利用者負担の考え方について～

佐世保市財務部財政課

説明概要

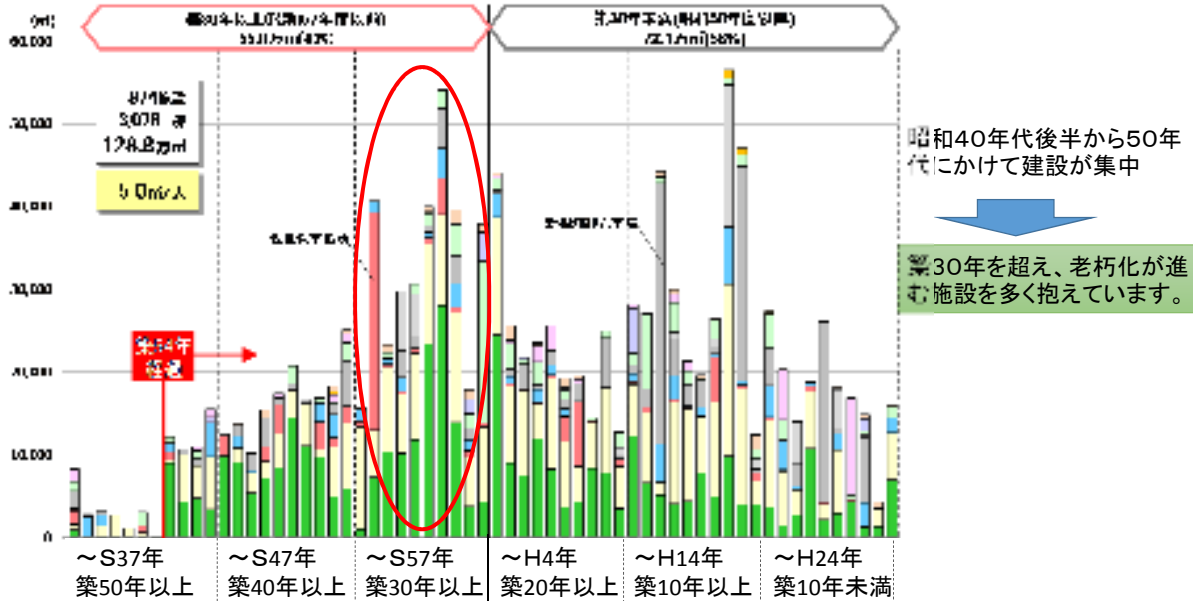
- 公共施設の現状
- 将来人口と今後の財政事情
- 公共施設の再編と受益者負担の適正化



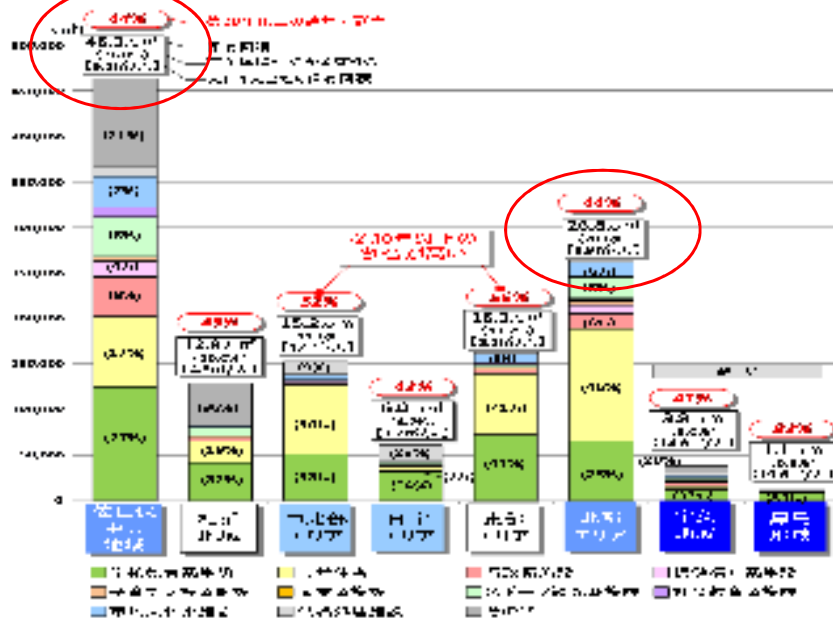
負担を先送りせず、より良い公共施設を次世代に引き継ぐため、市民の皆様のご理解をお願いします。

公共施設の現状

市が保有する建物の状況 (平成24年度末現在)



地域別の建物保有状況 (平成24年度末現在)



佐世保中央エリア(佐世保中央地域)の保有面積が全体の約3割。

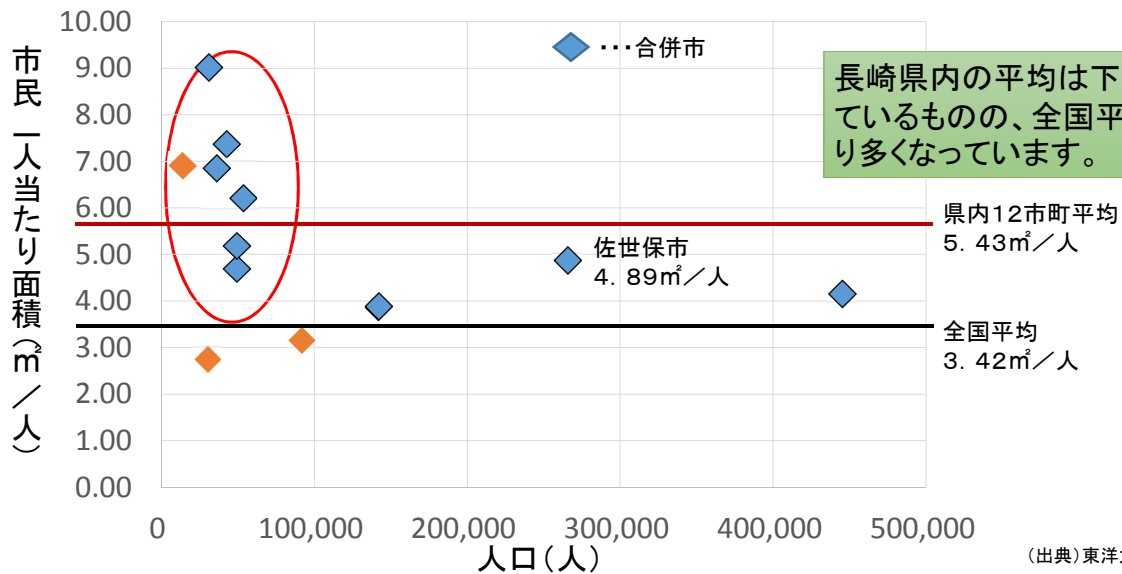
人口が集中し、交通の便が良い市の中心部に多く存在。

北部エリアが次に多く保有しており、全体の約2割。

合併に伴い、多くの公共施設が市の所有となった。

市民1人あたりの建物保有面積

長崎県内 市民1人あたりの公共施設床面積比較



長崎県内の平均は下回っているものの、全国平均より多くなっています。

県内12市町平均 5.43㎡/人

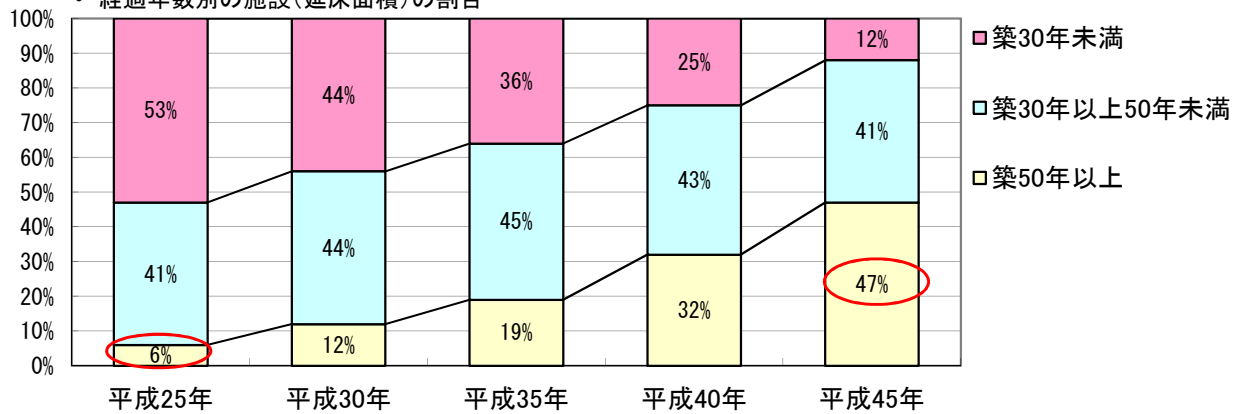
佐世保市 4.89㎡/人

全国平均 3.42㎡/人

(出典)東洋大学調査

施設の老朽化の状況

・ 経過年数別の施設(延床面積)の割合



平成25年度では、築30年以上経過する施設は47%。平成45年度には、築30年以上が88%。

現存する施設をそのまま保有し続けると、今後20年間で築50年以上の建物が急激に増加します。

将来人口と今後の財政事情

人口減少の状況

平成27年1月1日住民基本台帳人口および、平成26年(1月1日から同年12月31日まで)人口動態

	人口	出生者数	死亡者数	自然増減数	転入等数	転出等数	社会増減数	増減数合計	
全国	126,163,576	1,003,554	1,270,311	△ 266,757	5,140,565	5,144,866	△ 4,301	△ 271,058	
長崎県	1,405,133	11,363	17,109	△ 5,746	45,848	51,819	△ 5,971	△ 11,717	減少数は 全都道府県中9位
長崎市	433,132	3,271	4,979	△ 1,708	12,788	14,055	△ 1,267	△ 2,975	減少数は 全市町村中5位
佐世保市	258,631	2,271	3,053	△ 782	9,235	10,491	△ 1,256	△ 2,038	減少数は 全市町村中15位

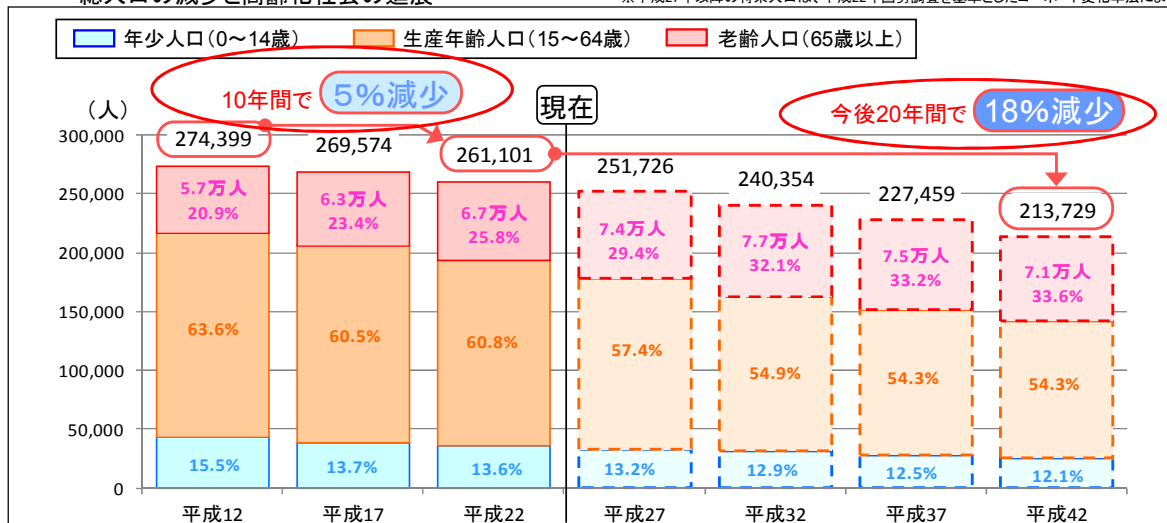
※総務省調査によるもの。日本人住民のみの数値を抜粋しています。

日本人住民の人口は、平成21年をピークに6年連続で減少しています。
本市の人口減少者数は2,038人で、全国15位と高位にあります。

将来人口の見通し

総人口の減少と高齢化社会の進展

※平成12年から平成22年までの総人口は国勢調査によるもの
※平成27年以降の将来人口は、平成22年国勢調査を基準としたコーホート変化率法による推計



高齢人口の割合が増加、生産年齢人口の割合が減少

今後の財政事情①

財政見通し

(単位：億円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 33 年度	指数
	予算	期首	中間年／5 年	期末／平年度	平 26 = 1
歳 入	1,142	1,161	1,157	1,078	0.94
うち純一般財源	648	644	622	608	0.94
歳 出	1,142	1,164	1,176	1,112	0.97
うち人件費	177	178	177	177	1.00
うち社会保障費	349	369	389	413	1.18
収 支	0	△3	△19	△34	
累積収支		△3	△43	△125	

歳入減に加え社会保障関係費の自然増などにより収支不均衡状態が続く見通しです。

社会保障は64億円増(+18%)、歳入純一般財源は40億円減(△6%)。

収支不足を基金で補てんし続けると、平成33年度に基金が枯渇します。

負担とサービス水準の調整を図りながら、財政構造の改革を進めます。

今後の財政事情②

財政計画

(単位：億円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 33 年度	指数
	予算	期首	中間年／5 年	期末／平年度	平 26 = 1
歳 入	1,142	1,168	1,169	1,100	0.96
うち純一般財源	648	644	630	621	0.96
歳 出	1,142	1,161	1,168	1,101	0.96
うち人件費	177	175	171	167	0.95
うち社会保障費	349	369	389	413	1.18
収 支	0	7	1	△1	
累積収支		7	13	18	

行財政改革推進計画による改善計画の効果は142億円

- ① 行政運営の効率化、財政基盤の強化【内部努力】…62億円
- ② 行財政規模の適正化【行政サービスの調整】…22億円
- ③ 追加プログラム【選択と適正負担+地財措置】…58億円
 - ・ 歳入面で+46億円／収納率の向上・基金再編など
 - ・ 歳出面で△12億円／財政規模の適正化など

追加プログラムに取り組むことにより、収支がほぼ均衡。

行財政改革の取組み①

平成24年度以降の主な取組み

年度	民間活力の活用	給与等の適正化
H24年度	● 保育所の民間移譲(楠栖保育所)	● 持家に係る住居手当の廃止
H25年度	● 地域包括支援センター全面委託 ● 「クリーンピュアとどろき」運転部門民間委託 ● 「学校給食センター」建設に伴う全面委託 ● 保育所の民間移譲(吉井、小佐々保育所)	● 旅費支給の見直し(パック旅行利用) ● 退職手当制度の見直し(支給月数の引下げ) ● 給与の特例減額及び定期昇給延伸の実施
H26年度	● 指定管理者制度の導入(「市営住宅」の管理運営業務の一部) ● 指定管理者制度の導入(「福祉活動プラザ」の管理運営全般)	● 給与制度の総合的見直し(平均1.8%の給料引下げ)
H27年度	● 指定管理者制度の導入(「九十九島動植物園」の管理運営全般)	

行財政改革の取組み②

定員管理目標の進捗状況

『目標』:平成33年4月1日現在で1,950人以下(普通会計部門職員数)

	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
職員数(人)	2,115	2,086	2,109	2,098	2,065	2,037	2,019	2,000	1,983	1,965	1,950
削減数(人)		▲29	23	▲11	▲33	▲28	▲18	▲19	▲17	▲18	▲15

職員数、削減数について、H27.4までは実績値、H28.4以降は目標値を示しています。

H27年度予算編成における改革改善

項目	事業費(億円)	うち一般財源
ムラ・ムダの排除(不用額の削減など)	▲13.28	▲4.54
目標達成、公的関与の見直し	▲12.33	▲8.52
事務の合理化など	▲16.69	▲17.18

- 歳出面で▲42億円(一般財源では▲30億円)の見直し。
- 歳入改革で8億円の増収



改革改善効果 50億円

公共施設の再編と受益者負担の適正化

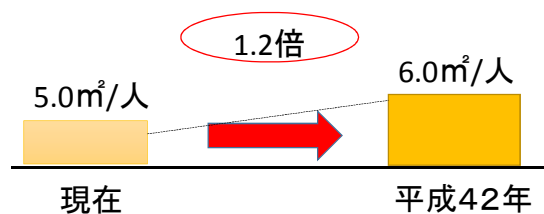
将来人口の観点から見た課題

施設量が変わらず人口だけ減少すると

1人当たりの保有量と負担が増える

人口が減れば施設を利用する人も減り、施設の利用率、稼働率も下がる可能性があります。

現在の施設を維持すると、1人あたり1.2倍の保有量となります。

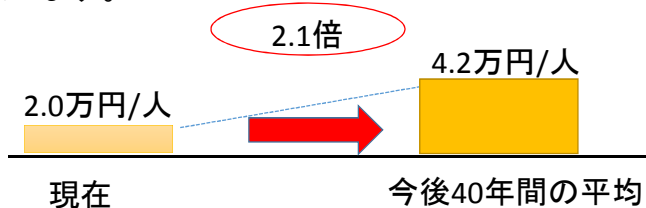


財政的な制約の観点から見た課題

- これから40年間の公共施設の建替え等にかかる費用は、年平均112.4億円が必要と試算しています。
- 現在の投資的経費の年平均は52.2億円。

現在の投資額を維持できたとしても、半数以上の施設は建て替え等が出来ないと見込んでいます。

現在の施設を維持しようとする、2.1倍の費用が必要と試算しています。



公共施設を維持していくための方策

施設の総量を縮減して、建て替え等にかかる費用を削減する



施設を長く使うこと(長寿命化)により、費用を平準化する



施設運営等へ投入する税の割合を明確にする



一定の数値目標を設定し、適正配置に取り組めます



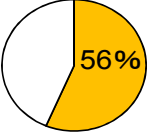
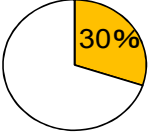
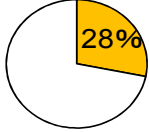
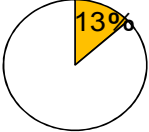
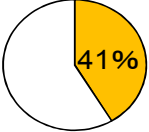
長寿命化計画(保全計画)を策定し、計画的な改修を行います



利用者と未利用者の公平性確保のため、受益者負担の適正化に取り組めます

受益者負担適正化の必要性①

用途別の反復利用(定期利用)団体割合(平成24年度)

公民館	集会施設	文化施設	産業施設	スポーツ施設
延 88.0万人 反復利用者 48.6万人 	延 10.7万人 反復利用者 3.2万人 	延 13.1万人 反復利用者 3.7万人 	延 0.6万人 反復利用者 0.1万人 	延 102.3万人 反復利用者 42.3万人 

※ 文化施設はアルカスSASEBOを除く、またスポーツ施設はプール機能を除く

公民館は社会教育目的利用の場合、実費を除き無料です。
スポーツ施設の多くは有料ですが、公園のスポーツ施設は無料です。
これらの施設は、定期利用団体の割合が多い状況にあります。

受益者負担適正化の必要性②

用途別の受益者負担割合(平成22年度)

公民館	集会施設	文化施設	産業施設	スポーツ施設
トータルコスト 9.1億円/年	トータルコスト 0.9億円/年	トータルコスト 4.3億円/年	トータルコスト 0.3億円/年	トータルコスト 5.9億円/年
受益者負担割合 0.5%	受益者負担割合 18.7%	受益者負担割合 10.3%	受益者負担割合 9.8%	受益者負担割合 11.4%

施設の管理運営費に対する受益者負担割合(利用者負担)割合は低い状況です。
施設運営費の多くが税負担となっています。

受益者負担適正化の必要性③

施設		使用料設定
体育館	体育文化館	有料
	公民館体育室	無料
	学校施設の開放	無料
テニスコート	三川内中央運動公園	無料
	総合グラウンド	有料
ソフトボール場	中央公園	無料
	東部スポーツ広場ソフトボール場	有料

無料施設であっても、目的外使用の場合や、電気水道料等の実費については有料となる施設があります。

類似の施設であるにもかかわらず、施設ごとに取り扱いが異なります。

受益者負担の適正化

受益者負担の原則

- 公共施設の管理運営費＝税金という市民全体の負担
- 同じ市民の中で施設利用者と利用しない方との公平性を保つためには、利用者には応分の負担(＝使用料)を求めることが妥当と考えられる。

以下のような考え方で受益者負担の適正化を行います。

- ① 原価計算方式に基づく費用(コスト)の明確化
- ② サービスの性質による受益者負担割合の設定
- ③ 減免基準の明確化
- ④ 類似施設間での格差解消
- ⑤ 定期的な検証と見直し

受益者(利用者)負担の範囲

施設における全体経費				
利用者負担の対象経費				
管理運営費		建設費		用地費
利用者負担 (50%)	税負担 (50%)	利用者負担 (50%)	税負担 (50%)	税負担 (100%)

利用者負担率は、施設のグループごとを基本に、「公的関与の基準」と「収益性」の有無の視点で分類を行い、0%～100%の間で設定します。

➤ 利用者負担と市民(税)負担割合の明確化を行います。

受益者(利用者)負担割合の決定方法

施設を、「公的関与の基準」と「収益性」の基準で分類し、負担割合を決定します。

大 ↑ 収益性 ↓ 小	I	100%			減価償却費 50%算入	減価償却費 75%算入	減価償却費 100%算入
	II	75%			減価償却費 50%算入	減価償却費 75%算入	減価償却費 75%算入
	III	50%			減価償却費 50%算入	減価償却費 50%算入	減価償却費 50%算入
	IV	25%					
	V	0%					
			5	4	3	2	1
			義務的	←	公的関与	→	裁量的

主な施設の受益者負担割合

施設	管理運営費	施設建設費
有料駐車場	100%	100%
スポーツ施設	75%	75%
温泉施設	75%	75%
キャンプ場	75%	75%
公民館	50%	50%
資料館	50%	0%
公園	0%	0%

1時間当たりの貸切り使用料(試算)

施設区分	参考使用料
講堂・体育室	面積により1時間あたり 400円～1,200円程度
会議室・和室・調理室等	面積により1時間あたり 100円～300円程度

参考使用料:コスト計算により出された使用料

$1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの原価} = \text{受益者負担の対象経費} \div \text{貸出可能面積合計} \div \text{利用可能時間}$

$\text{原価} = 1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの原価} \times \text{利用面積}$

$\text{参考使用料} = \text{原価} \times \text{利用者負担割合}(50\%)$

減免基準の明確化

利用団体・利用内容	減 免
<ul style="list-style-type: none">➢ 民生委員や児童委員の会議➢ 地区自治協議会の利用➢ 地縁による団体(主に自治会)の利用➢ 地域社会の維持及び形成に資する活動➢ 公民館主催事業 など	減免を行う
<ul style="list-style-type: none">➢ 自己啓発、自身の趣味・教養の向上➢ 懇親・レクリエーション➢ 市の後援事業➢ 他の官公署の利用 など	減免を行わない

受益者負担適正化の取組みについて

- 平成26年7月: 検討状況説明(市議会、行財政改革特別委員会)
- 平成26年9月: 検討状況説明(行財政改革推進会議)
- 平成27年2月: 受益者負担の適正化指針(案)作成
- 平成27年2~3月: パブリックコメントの実施
- 平成27年4月: 受益者負担の適正化指針の策定
- 平成27年7~8月: 説明会の実施
- 平成27年8~11月: 使用料等の検討
- 平成27年12月: 使用料等の改正案、議会へ提案
- 平成28年 4月: 新料金の適用

市の基本的な考え方

- 受益者負担の指針にしたがい、原則として一定の使用料負担をお願いすることとします。
- この使用料収入については、基本的に施設・設備の修繕、備品の更新等の財源とすることで、利用者みなさんに還元することになります。
- 市民の皆様の理解が不可欠です。ご協力をお願いいたします。